

災害時小児周産期リエゾンについて

県では、大規模災害発生時に、被災地域において保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を受けることを目的として、災害医療に精通した医療従事者を災害医療コーディネーター(46名)として委嘱しています。

現在、災害時のコーディネート体制を強化するため、新たに災害時小児周産期リエゾンの委嘱に向けた取組を進めています。

1. 災害時小児周産期リエゾンについて

災害時小児周産期リエゾン(以下、「リエゾン」という。)は、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として都道府県により委嘱された者です。現在、15府県において委嘱されています。

また、国は平成31年2月8日付けでリエゾンの運用、活動内容等について示した「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を策定しました。

【災害時小児周産期リエゾン活動要領の概要】

①平常時の準備

- ・運用に係る計画の策定
- ・リエゾン所属施設との活動内容や身分保障等の協定の締結
- ・研修、訓練の実施 など

②災害時の活動

- ・リエゾンの招集、配置、運用
- ・リエゾンの業務(被災情報の収集・分析、人的支援の調整等) など

2. 本県における状況について

本県においてもリエゾンの委嘱に向けて検討を進めるため、国の専門的な研修(災害時小児周産期リエゾン養成研修)を受けた産科・小児科の医師により第1回災害時小児周産期リエゾン協議会(7月31日)を開催し、意見交換を行いました。

【協議会での主な意見】

- ・リエゾン間の情報共有体制の構築
- ・リエゾンの訓練機会の確保
- ・医師だけでなく、ロジも含めた人材育成

3. 今後の予定

引き続き、意見交換結果や国が示した活動要領を踏まえて、運用計画の策定など活動体制の整備、リエゾンの委嘱を進めていきます。

災害時小児周産期リエゾン活動要領の概要

○ 大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等について定めたものである。

■ 災害時小児周産期リエゾンとは

- 災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。
- 平常時から当該都道府県における小児・周産期医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

■ 活動要領の内容

第1 概要

- 1 背景
- 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害時小児周産期リエゾンとは
- 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害時小児周産期リエゾンの業務
災害時小児周産期リエゾンは、以下の事項について、助言を行う。
(1) 平常時の医療提供体制等を踏まえ、災害時における医療提供体制の構築（都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等）
(2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
- 4 研修、訓練等の実施
- 5 EMIS等の活用のための準備

第3 災害時の活動

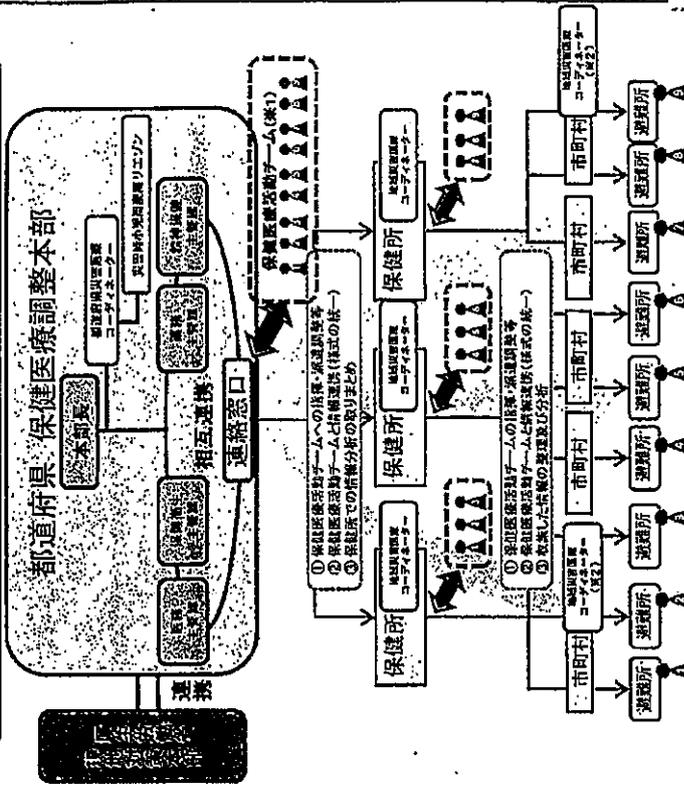
- 1 災害時小児周産期リエゾンの招集、配置、運用
被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- 2 災害時小児周産期リエゾンの業務
災害時小児周産期リエゾンは、以下の事項について、都道府県災害医療コーディネーターとともに、助言及び調整の支援を行う。
(1) 組織体制の構築
(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
(3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整
(4) 患者等の搬送の調整
(5) 記録の作成及び保存並びに共有
- 3 災害時小児周産期リエゾンの活動の終了

* 災害医療コーディネーターのうち、都道府県の保健医療調整本部に配置される者は都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。

第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害時小児周産期リエゾンとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

災害時小児周産期リエゾンを活用した、大規模災害時の体制のモデル



(※1)凡例：保健医療活動チームの招集・派遣調整等
医師チーム、救急師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等
保健医療活動チームの連携等を行うため、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号、医政発0705第4号、健康0705第6号、産発0705第1号、障発0705第2号)厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長(長官署名通知)より引用・改変